

生涯学習施設利用者の皆様へお知らせ

市民文化センター

黒瀬生涯学習センター

豊栄生涯学習センター

安芸津生涯学習センター



- 令和7年(2025年)4月1日から、4つの施設は総称して、「文化・学習センター」となります。(個々の施設名は変わりません)
- 文化・学習センターの4つの施設は、令和7年(2025年)4月1日から、(公財)東広島市教育文化振興事業団が利用受付や施設管理を担当します。(令和6年秋から令和7年3月末までの利用受付は、東広島市と、東広島市教育文化振興事業団が連携して対応します。)

■ 施設の手続きを統一します

- 文化・学習センターの4つの施設の利用方法を統一します。
- 利用手続きが、これまでの方法と変わる部分があります。

■ 料金について

- 諸室・ホール・備品の単価には変更はありません。ただし、減免や営利加算などの取り扱いの一部に変更があるため、利用者の一部の方には料金が変わる場合があります。

■ 利用者登録をお願いします

※4施設共通の利用者登録を開始します。

次のいずれかの団体は、利用者登録をお願いします。

- 定期的に利用する自主サークルなどの定期利用団体
- 減免による取り扱いを希望される団体

具体的な貸館の手続きの流れ(3種類の方法があります)

定期利用団体の方

- ① 定期利用団体登録をする
- ② 利用月の4か月前の月初(注1)から15日(注2)の間、定期利用申込を往復はがきで申し込む
- ③ 利用月の4か月前の20日ごろ定期利用決定が届く
※重複していたら、調整会議
- ④ 利用月の3か月前に、利用料を支払う
- ⑤ 利用予定日に、利用決定書と支払い領収書を添えて、鍵を借りる

通常利用団体の方 (早期予約)

- ① 利用月の3か月前(ホールは1年前)の月初(注1)に、抽選会に参加する
- ② 重複していたら、抽選重複してないものは決定
- ③ 利用が決定した者は、指定日迄に利用料金を払う
- ④ 利用予定日に、利用決定書と支払い領収書を添えて、鍵を借りる

通常利用団体の方 (随時予約)

- ① 利用月の3か月前の抽選日以降、利用日の7日前までの間に、インターネット等で空き状況を確認し、空いている部屋を予約する
- ② 利用申込の決定
- ③ 利用が決定した者は、指定日迄に利用料金を払う
- ④ 利用予定日に、利用決定書と支払い領収書を添えて、鍵を借りる

(注1) 毎年のカレンダーを考慮して施設ごとに抽選会の日を決めるのでご注意ください。(別添カレンダー)

(注2) 市民文化センターは15日、黒瀬・豊栄・安芸津生涯学習センターは15日が土日祝日の場合、その前の平日

各諸室の利用

市民文化センター



研修室1、2、3
日本間
展示コーナー
楽屋

黒瀬生涯学習センター



イベントホール (注3)
会議室A、B、C
和室A、B
リハーサル室
楽屋A、B、C
調理実習室

豊栄生涯学習センター



大研修室
第1、第2、第3会議室
教養室A、B
児童室
調理室

安芸津生涯学習センター



万葉ホール (注3)
多目的室
研修室301、302、303、304
研修室401、402、403
和室
調理実習室

申込受付期間

申込受付期間		諸室	
		一般利用	定期利用団体(自主サークル)
利用月の 4か月前	月初(注4)～15日(注5)	—	申込受付期間
	月末(午前)	—	調整会議
利用月の 3か月前	月初(注4)(午前) 抽選受付 8:30～ 抽選会 9:00～	抽選会参加者のみ 申込受付可能	—
	抽選会の翌日(注6) (13:00～)	窓口申請受付開始	窓口申請受付開始
利用する日の7日前		申請受付終了	申請受付終了

施設利用料のお支払

- 申請日から14日(仮予約期間)以内に利用料金をお支払いください。
- 期間内にお支払いが無い場合、予約は無効となります。
- 付帯設備(備品等)の使用料は、利用当日にお支払いください。

定期利用団体の優先予約方法(諸室)

【対象団体】

- (1) 月1回以上の利用を半年以上継続する場合
- (2) 団体の代表者が東広島市民の団体
- (3) 使用目的が営利利用でない団体
- (4) 活動の拠点が東広島市の団体
- (5) 代表者、または主催者側が講師でない団体

対象団体に該当する場合でも、以下の場合は受付不可となりますのでお気をつけください。

- (1) 予約確定後のキャンセルや変更を行う団体
- (2) 精算手続き期限内にお支払いが無い団体

①申込受付

- ・申し込みいただけるのは、4か月先の利用月分です。
- ・専用の申込用紙(往復ハガキ)に必要事項をご記入の上、毎月1日～15日の間に郵送または持参してください。
- ・申請期間外の申し込みは受付しません。
- ・申込用紙(往復ハガキ)に記載不備等があった場合、受付しません。
- ・ホールの主催イベントや保守点検等により、利用できない日がございます。
- ・必ず配布しているカレンダーで利用不可日時を確認してください。

②予約確認表の発行

- ・毎月20日以降に予約確認票(結果通知)を発行いたします。
- ・他団体と希望の重複があった場合は、毎月月末に行われる調整会議に出席してください。
- ・窓口で受取が出来ない場合は、申込用紙の返信面に切手を貼付してください。

③利用申請手続き・利用料金精算

- ・申請手続き・利用料金精算後に、予約完了となります。
- ・申込翌月の1日～15日までに、必ずお手続きください。

(注3) 黒瀬生涯学習センターのイベントホール、安芸津生涯学習センターの万葉ホールは、3か月前から予約開始ですが、サロンホール機能としてご利用の場合は、6か月前から予約可能です。詳しくは右頁のサロンホール機能をご覧ください。

(注4) 毎年のカレンダーを考慮して施設ごとに抽選会の日を決めるのでご注意ください。(別添カレンダー)

(注5) 市民文化センターは15日、黒瀬・豊栄・安芸津生涯学習センターは15日が土日祝日の場合、その前の平日

(注6) 市民文化センターは抽選会の翌日、黒瀬・豊栄・安芸津生涯学習センターは抽選会の翌日が土曜日・祝日の場合、その次の平日

大ホールの利用

市民文化センター



黒瀬生涯学習センター



豊栄生涯学習センター



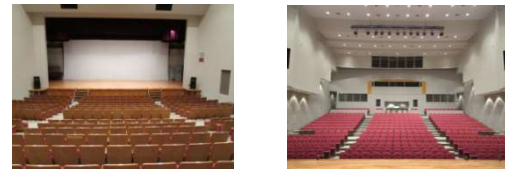
アザレアホール(フラット利用を含む)



せせらぎホール



アゼイリアホール



■ 申込受付期間

申込受付期間		大ホール
利用月の12か月前	月初 ^(注4) (午前) 受付 8:30～ 抽選 9:00～ 抽選会参加者のみ申込受付可能	抽選会
	抽選会の翌日 ^(注6) (13:00～)	窓口申請受付開始
利用する日の7日前		申請受付終了

サロンホール機能の利用

※黒瀬生涯学習センターのイベントホール及び、安芸津生涯学習センターの万葉ホールを会議室として利用する場合は「諸室」利用となりますが、不特定多数の者を対象とした芸術及び文化の振興に寄与する催しを行う場合は、サロンホール機能として6か月前から予約可能です。

黒瀬生涯学習センター



【イベントホール】

安芸津生涯学習センター



【万葉ホール】

■ 申込受付期間

申込受付期間		サロンホール機能
利用月の6か月前	月初 ^(注7) ※抽選会は実施しません	窓口申請受付開始
利用する日の7日前		申請受付終了

■ 大ホール、サロンホール機能の施設利用料のお支払い

- 申請日から14日(仮予約期間)以内に利用料金をお支払いください。
- 期間内にお支払いが無い場合、予約は無効となります。
- 付帯設備(備品)使用料は、利用当日にお支払いください。

(注7) 市民文化センターは1日(1月を除く)、黒瀬・豊栄・安芸津生涯学習センターは1日(1月を除く)が土日祝日の場合、その次の平日

■ 減免の取り扱い

活動の主体			減 免
まちづくり団体	地 域 団 体	地域づくりを行っている市内の地縁団体(住民自治協議会、町内会、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、小・中学校PTA、子ども会、女性会、老人会、自主防災組織、保護司会、シルバー人材センターなど)	全額減免 ※ただし、営利活動は対象外 (市民サークル団体は下表)
	市民活動団体	市内の活動地域を特定せず、目的別に活動を行う団体 (非営利活動) (学習グループ、研究グループ、NPO法人など)	全額減免 ※ただし、入会制限がある団体や、学習活動を伴わない物品販売、展示会は対象外。また、入場料を徴収する場合も対象外。 (市民サークル団体は下表)
市民サークル団体		講座・サークルガイドブック掲載団体 (なお、R.7.4.1より、冊子からHPに掲載を変更します)	半額減免
その他	非営利法人	NPO法人、商工会、共済組合等	半額減免
	営利法人	企業、営利法人、個人事業主	減免対象外

まちづくり団体、市民サークル団体、非営利法人は、市内に事務所所在地のある団体に限ります。

企業は全て減免対象外となりますのでご注意ください。

また、公的機関の場合、市内に住所が無い場合の取り扱いが変更となっています。ご注意ください。

■ 営利加算

- 営利利用は、営利加算が必要となります。
- 企業、営利法人、個人事業主の利用は全て営利利用とします。
- 非営利団体の皆様の利用であっても、物販や利益を目的として入場料を徴収する場合は営利加算が必要となります。

利用者の区分		営利・非営利の判断
民間企業・個人事業主		営利
	カルチャー講座 (市民サークルが主催を除く)	
会社法上の会社以外の法人	一般社団・一般財団・公益社団・公益財団・医療法人・学校法人・協同組合等	非営利(但し、物販は営利)
市民サークル	講座・研修会	非営利
	発表会	非営利(但し、利益を目的として入場料を徴収する場合は営利)

■ 優先予約

- ① 全館利用で、国際大会イベント(アジア大会、世界選手権などの位置づけのある大会)、全国大会イベント、広域大会(県大会以上) のイベント、東広島市主催イベント、指定管理者主催事業など、内容により予約開始前に、優先予約を調整する場合があります。
 - ② 全館利用でない場合でも、劇場型ホールとして、「全市域対象の総合イベント」または「市内の北部・南部・中部の地域の特徴を生かしたイベント」として、舞台利用を伴うものについても、①に準じて取り扱います。
 - ③ 諸室の場合は、市主催事業並びに指定管理者主催事業に限り、定期利用団体と調整の上、予約開始前に優先利用予約する場合があります。ただし、①はもとより、②の楽屋として使用する場合は、優先予約する場合があります。
 - ④ なお、①②に関しては、上記以外であっても、地域において伝統的に行われ、毎年1回以上の頻度で、長年にわたり相当数の利用実績のあるイベントについて、市と指定管理者で協議の上、優先予約を対応する場合があります。
- ※市立小・中学校のクラブ活動は、コンテストの事前練習を除き、市主催行事の優先予約として扱いません。(一般予約と同等の取り扱い)
ただし、豊栄生涯学習センターは、施設の特徴化として、特別に当該予約も可能とします。

■ 時間外利用について

時間外利用は、基本的に出来ません。ただし、全市民対象の健康事業や、申告相談会、また8月6日の平和祈念式典(8時15分の黙とう)など、特別な事業について、事前協議の上、利用を認める場合があります。

それ以外は、準備・片づけ時間を貸館時間を含み、時間外の利用はお断りさせていただきます。